

提出書類チェックリスト

認定こども園教育・
保育給付2・3号用

記入漏れ、不足書類があると認定や利用調整できません。ご自身で必要書類をご確認の上(下記チェックリストにチェックの上)、お申込みください。

児童名	生年月日	希望年月	第一希望施設
	年 月 日 R 年 月		
	年 月 日 R 年 月		
	年 月 日 R 年 月		

不明な点は、厚木市こども育成課(☎046-225-2262)へお問合せください。

令和8年4月入所申請の場合は、令和7年10月1日以降の証明日のものが必要になります。

5月以降は、証明日が直近3か月以内のものを提出ください。

消せる・消えるペンで記入された書類は、受付できません。

市職員 確認	保護者 確認	必須書類		注意事項
☐	☐	1	提出書類チェックリスト(この用紙)	・必要書類を十分ご確認の上、申込みしてください。
☐	☐	2	教育・保育給付認定申請書(兼)利用申込書	・申請児童それぞれ1枚必要です。
☐	☐	3	利用申込補助票	・食物アレルギーがある方は、食物アレルギー調査票もご記入ください。
☐	☐	4	保育所等利用申込に関する確認書	申込みにあたっての注意事項です。
☐	☐	5	個人番号届出書と 同居者全員(単身赴任等により、別居中の保護者含む)の個人番号が確認できるもののコピー	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等のコピー ※令和2年5月25日以降に発行された個人番号通知書は、個人番号が確認できるものとして利用できません。
☐	☐	6	※市外園の利用希望の場合 希望施設がある自治体の指定する書類 (例：転入予定申立書、保護者の課税証明書、重要事項説明確認書など)	・指定する書類は、希望施設がある自治体へご確認ください。 ・証明書類は、指定する期限がありますのでご注意ください。 ・添付書類が不足していると選考上減点になります。
市職員 確認	保護者 確認	保育の必要性を確認する書類(必須書類)		
父 母	父 母	保護者の状況	提出書類	注意事項
☐	☐	6-1 居宅外固定就労 (就労時間が定められた就労)	就労証明書	・就労(内定)先で証明してもらってください。 ・複数就労している場合は、それぞれの証明書が必要です。
☐	☐	6-2 居宅外変則就労 (就労時間が定められていない就労)	①就労証明書 ②就労時間が分かるシフト表等(1か月分)のコピー	
☐	☐	6-3 自営	①就労証明書 ②自営の証明書のコピー	・就労証明書は代表者をご記入ください。 ・自営の証明書(例) 確定申告書の第一表と第二表、開業届、営業許可証、登記簿謄本等のコピー
☐	☐	6-4 居宅内(内職)就労	①就労証明書 ②出来高証明書・納品書のコピー(3か月分)	・就労証明書はご本人をご記入ください。 ・出来高証明書(納品書や明細書)のコピーを添付してください。
☐	☐	6-5 育児休業から復帰	①就労証明書(復職年月日入り) ②育児休業からの復職に関する申立書 ③育児休業給付金支給決定通知等のコピー	給付金対象者で「育児休業給付金支給決定通知」の交付が間に合わない場合は、「雇用保険被保険者証」のコピー
☐	☐	6-6 妊娠・出産	母子手帳のコピー	母子手帳の表紙と分娩予定日を確認できるページのコピー ※出産(予定)日の前8週(多胎妊娠の場合は産前14週)を含む月が入所希望月にあたる場合、母子手帳のコピーを提出してください。
☐	☐	6-7 保護者が病気	①申立書(疾病・負傷) ②診断書(原本)	診断書(保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの)は、入所決定後でも可。
☐	☐	6-8 保護者に障害がある	申立書(疾病・負傷)	
☐	☐	6-9 同居親族の介護	①申立書(介護・看護) ②要介護の確認ができる書類のコピー	・要介護の確認ができる書類とは、介護保険被保険者証・障害者手帳のコピー、診断書(原本) ・診断書は、入所決定後でも可。
☐	☐	6-10 同居親族の看護	①申立書(介護・看護) ②要看護の確認ができる書類のコピー	・要看護の確認ができる書類とは、障害者手帳のコピー、診断書(原本) ・診断書は、入所決定後でも可。
☐	☐	6-11 災害復旧	り災証明書等のコピー	
☐	☐	6-12 求職活動中	①求職活動に関する申立書 ②求職活動中であることを確認できる書類のコピー	求職活動中であることを確認できる書類とは、ハローワーク受付票・雇用保険受給者資格証・就職斡旋機関登録画面のコピー
☐	☐	6-13 就学	①在学証明書(学生証・合格通知のコピー) ②授業時間割のコピー	就学とは、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設や職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること。
☐	☐	6-14 虐待やDV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明等のコピー	
市職員 確認	保護者 確認	世帯状況により必要な書類		
		状況	提出書類	注意事項
☐	☐	7 65歳未満の同居祖父母がいる方	祖父母の状況に応じて、上記7-1～14のいずれか	祖父母等と同居所であっても、二世帯住宅(玄関、台所、風呂等が別で生計も別であること)の場合は別居として取り扱う。
☐	☐	8 現在通われている園からの転園を希望される方	転園申請書	
☐	☐	9 同居祖父母とは生計が別の方	各々の公共料金の領収書等	公共料金の同月における各々の領収書(請求書)のコピー
☐	☐	10 離婚調停中の方	離婚調停期日通知書のコピー	
☐	☐	11 認可外施設に月極で預けている方	在園証明書(原本)、利用契約書や受領印のある月謝袋のコピーのうちいずれか1つ	認可外施設に1か月以上預けている場合。
☐	☐	12 保育所等で保育士・幼稚園教諭・保育教諭として勤務している方	保育士証・幼稚園教諭免許状のコピー	保育所等・・・保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園 ※認可外施設は対象外
☐	☐	13 第2、第3希望に保育所を希望される方	保育料に係る確認書	

※兄弟姉妹が保育所等入所手続きを厚木市保育課で行った場合、保育の必要性を確認する書類(就労証明書等)は写しで対応可能です(同時期入所に限る)